

令和8年度採用山梨県定年前再任用短時間勤務県費負担教職員選考等実施要領

山梨県教育委員会

1 趣 旨

この実施要領は、山梨県定年前再任用短時間勤務県費負担教職員選考実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和8年度に採用する定年前再任用短時間勤務教職員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定年前再任用短時間勤務対象者（4に示す退職時の職の者）

ア. 今年度正規職員で、60歳に達した日以後に退職をする者。

イ. 令和6年度に60歳に達し、定年前退職をした者。（現在定年前再任用短時間勤務者を除く）

※「60歳に達する（した）日」とは60歳になる誕生日の前日をいう

3 任用期間

令和7年度 年齢	任用期間
60歳	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。
61歳	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

※ 令和8年度採用者の任用終期は、定年退職日相当日にあたる年度の末日。それ以降は、65歳に達する年度の末日までの間、暫定再任用を希望することができる。

4 定年前再任用短時間勤務職員を充てる職

退職時の職	定年前再任用短時間勤務の職	勤務形態	配置所属	人数
校 長 教 頭 主幹教諭 教 諭	教 諭	短時間勤務	公 立 小中学校	別に定める

5 採用

採用は、面接・書類による選考とする。

※ 採用後は、常勤職員として任用することはできない。

※ 勤務校は現在の勤務校とは限らない。勤務校への配置は一般の教職員と同様に行う。

※ 採用後の勤務校は、定年退職日相当日まで同一校とは限らない。

※ 定年前再任用短時間勤務の任用要件、採用教科により、採用しない場合がある。

※ 定年前再任用短時間勤務を希望したが意向に合わず辞退した場合は、採用できない。採用されなかった者の氏名、応募の事実については一切公表しない。

6 勤務形態

短時間勤務 週19時間35分勤務

(小学校) 1日3時間55分×週5日

(中学校) 週の授業時数等を考慮のうえ、学校長が定める。

7 募集期間

令和7年11月21日（金）から令和7年11月28日（金）までとする。

8 申込手続き

(1) 定年前再任用短時間勤務希望者・アの提出書類

① 定年前再任用短時間勤務希望申請書（要綱 第1号様式）

② 定年前再任用短時間勤務推薦書・校長意見書（要綱 第2号様式）

ただし、定年前再任用短時間勤務を希望する教職員が校長である場合は、校長の意見の記入は必要ない。

(2) 定年前三任用短時間勤務希望者・イの提出書類

- ① 定年前三任用短時間勤務希望申請書（要綱 第1号様式）
- ② 評価書(写)

※退職校に在職最終年度の人事評価制度による評価書（写）の発行（厳封）を依頼する。

(3) 書類の提出先・提出方法・提出期日

- ① 提出先 山梨県教育庁義務教育課（〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1）
- ② 提出方法 定年前三任用短時間勤務対象者アにあつては校長及び市町村（組合）教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、定年前三任用短時間勤務対象者イにあつては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

9 辞退手続き

(1) 提出書類 辞退届（別紙第1号様式）

(2) 書類の提出先・提出方法

- ① 提出先 山梨県教育庁義務教育課（〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1）
- ② 提出方法 定年前三任用短時間勤務対象者アにあつては校長及び市町村（組合）教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、定年前三任用短時間勤務対象者イにあつては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

10 選考

- (1) 定年前三任用短時間勤務希望者に対する面接は、地区担当管理主事が行う。
- (2) 地区担当管理主事の面接を受けていない者は、防災新館にて別途面接を行う。
- (3) 定年前三任用短時間勤務希望者の選考は、教職員としての勤務成績等を基に、当該職に対する意欲、能力等を総合的に判断し行う。

11 選考結果の通知

- (1) 定年前三任用短時間勤務希望者ア・・・市町村（組合）教育委員会及び勤務する学校の校長を通じて通知する。
- (2) 定年前三任用短時間勤務希望者イ・・・直接、本人に通知する。

※令和8年3月上旬の通知を予定

(参考) 定年前三任用短時間勤務職員の適用給料表、級及び給料月額（令和7年4月1日現在）

定年前三任用短時間 勤務者の職	適用する給料表及び級	給料月額
教諭	教育職給料表（二）2級	140,181円

※ 給料月額は、制度改正により、給料月額が変動する場合がある。